

『年金相談の手引』令和4年度版

お詫びと訂正

『年金相談の手引』令和4年度版の本文の記述に誤りがありました。お詫びとともに、下記のとおり訂正させていただきます。

該当箇所	誤	正
140頁の<平均標準報酬月額 の最低限度額> 上から2～5行目	平均標準報酬月額が <u>68,931円</u> に満たないときは、平均標準報酬月額を <u>68,931円</u> （昭和10年4月1日以前生まれの人の場合は <u>67,609円</u> ，昭和10年4月2日～昭和11年4月1日生まれの人の場合は <u>67,887円</u> ，昭和11年4月2日～昭和12年4月1日生まれの人の場合は <u>68,375円</u> ）とすることになっています。	平均標準報酬月額が <u>70,195円</u> に満たないときは、平均標準報酬月額を <u>70,195円</u> （昭和10年4月1日以前生まれの人の場合は <u>68,849円</u> ，昭和10年4月2日～昭和11年4月1日生まれの人の場合は <u>69,131円</u> ，昭和11年4月2日～昭和12年4月1日生まれの人の場合は <u>69,628円</u> ）とすることになっています。
193頁 上から15行目	その年の <u>8月</u> から翌年の <u>7月</u> まで支給が停止されます。	その年の <u>10月</u> から翌年の <u>9月</u> まで支給が停止されます。
193頁 上から19～20行目	（その年の <u>8月</u> から翌年の <u>7月</u> まで支給停止）	（その年の <u>10月</u> から翌年の <u>9月</u> まで支給停止）
335頁、表の下の本文上から3行目	損害を受けた月から翌年の <u>7月</u> まで	損害を受けた月から翌年の <u>9月</u> まで